

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月十六日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局（本庁）の項中「健康医療技監 森林技監」を「森林技監 建設技監」に、「研究統括監」を「研究統括監 食品産業振興統括監」に、「地域活力推進監」を「地域活力推進監 ICT戦略推進監」に改め、「IT改革推進監 情報システム開発推進監 イメージアップ推進監」、「内陸線利用推進監」、「被災地復興支援監」及び「報道専門員」を削り、同表出納局の項中「施設管理推進監」を削り、同表教育庁（本庁）の項中「総務班」を「総務・私学班」に改める。

別表第二知事の事務部局（地方機関）森林技術センターの項中「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）産業技術センターの項中「副所長」を「副所長 上級主席研究員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。